

函館市監査公表第19号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月27日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉

函 企 管 総
令和元(2019)年9月2日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	企業局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	平成30年11月13日～平成31年2月26日	講評日	平成31年3月5日
調査対象事項名	ア 現金取扱事務		
指摘事項, 意見・要望事項			
(1) 意見			
ア 現金取扱事務			
現金取扱員の現金の受払いにあたって、日々の出納の詳細を記載した書類を備えていないため、当該取扱者以外の職員が受払い金額等を確認しているかどうか判断することができない事務となっていたことから、正確性の確保やリスク管理の観点から取扱事務の見直しも含め、適切な事務執行に向けて検討されたい。			
措置内容, 対応・考え方			
現金取扱員による現金の受払い事務については、この度の監査意見を受け、つり銭を含めた日々の出納の詳細を当該取扱者以外の職員が確認する書類を整備し、令和元年9月から運用を開始したところであります。			